

食品表示法制定への意見

2012年6月28日 山根香織

食品表示とは、商品を製造・流通・販売する事業者とその商品を購入する消費者との契約です。消費者が購入しようとする食品に何が使用され、その原料はどこで作られ、その食品がどこで製造されているのか、食品の実態が分かるよう、事業者は正確な情報を提供しなくてはなりません。

食品表示の原則は、消費者の知る権利、選択の権利を保障することですが、現在の表示制度の下では、消費者は選ぶ権利を奪われています。新しく策定される食品表示法は消費者にとってより良いものであるべきですが、消費者庁で行った意見交換会やパブリックコメント等で出された消費者の意見は、報告書案に反映されていません。よって、報告書案とりまとめに向けて、意見を述べさせていただきます。

1. 食品表示法の目的に消費者の知る権利、選択の権利の保障を明記することを求めます

消費者には、安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見を反映させる権利があります。新たに作られる食品表示制度は、こうした消費者主権を基本理念とし、これまでの事業者重視から、消費者重視への行政に改め、消費者の権利として位置づけるべきです。食品表示法の目的に消費者の知る権利、選ぶ権利の保障を明記することを求めます。

2. 全ての加工食品の原料原産地表示の義務化を求めます

加工食品の原料原産地表示は、原則すべてにおいて義務化し(やむを得ない事情のあるものに限り例外あり)、加えてすべての外食・中食についても原則義務化(同上の例外あり)すべきです。但し、中小零細企業については、別途、段階的な実施方策や支援策を考慮する配慮が必要です。

3. 検討すべき最重要課題を報告書案に明記することを求めます

2013年3月までに食品表示法案が作成される予定ですが、ワーキンググループ等を設置し、個別の課題の検討を並行して進めるべきです。最重要課題として、遺伝子組み換え食品、食品添加物、製造所固有記号の是非、商品名の規制、特定原材料(アレルゲン)の見直し、クローン食品等

4. 報告書案に対するパブリックコメント等の実施を求めます

新たに作成される食品表示法は消費者にとってより良いものであるべきです。検討会でとりまとめられた報告書案について、消費者の意見を聞くためのパブリックコメント等を実施すべきです。

以上